北区広報　発行・北区　編集・子ども未来部子ども未来課
〒114-8546 東京都北区滝野川2-52-10

☎(3908)9097　子ども未来部子ども未来課(直通)
北区公式ウェブサイト https://www.city.kita.lg.jp/

特集号
11/20
令和8年（2026年）

北区ニュース

主な内容

●東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例……2面
●北区子どもの権利委員会……3面
●「子どもの権利」に関する取組…4面



「子どもの権利」を知っていますか？

今号では、「東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例」及び子どもの権利に関する取組を紹介します。

子どもの権利の木

10月3日のふるさと北区区民まつりで、来場した子どもたちの声を集めて、『子どもの権利の木』を制作しました。

東京都北区
子どもの権利と幸せに関する条例

この条例は、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の理念に基づき、すべての子どもたちがだれ一人取り残されることなく、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長できるよう子どもの権利を保障し、子どもが幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を推進することを目的として、令和6年4月1日に施行されました。

大切な子どもの権利

子どもは、家庭、育ち学ぶ施設及び団体の活動、地域社会などのあらゆる場面において、特に次の権利が保障されます。

1. 自分の意見、考え、気持ちなどを表明し、及びそれが尊重されること。
2. 身体的または精神的な暴力を受けないこと。
3. 家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、年齢、性別、障害の有無、国籍、性のあり方などにより差別をされないこと。
4. 安全・安心に過ごせること。
5. ゆったりと安心できる場所で休めること。
6. プライバシーが大事にされること。
7. 遊ぶこと。
8. さまざまな文化、芸術、スポーツなどにふれ、及び親しむこと。
9. くり返し挑戦できること。
10. なやんでいること、困っていることなどを相談できること。
11. 一人ひとりに応じた学ぶ環境が確保されること。

「東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例」の全文

区Web

子どもの権利を保障するための役割

区
- 子どもが幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を行う。
- 保護者が安心して子育てに取り組めるよう必要な支援を行う。
- 区民など、育ち学ぶ施設及び団体と協力し、活動を支援する。
- 国などと連携、協力し、子どもの権利が広く保障されるための取組の実施に努める。



保護者

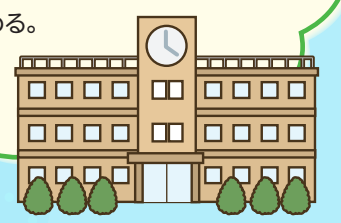


子どもの年齢、成長などに応じた権利が保障されるよう努める。

区民など
- 子どもを見守り、または支援するよう努める（地域社会）。
- 働く人が仕事と子育てを両立できる環境づくりに努める（事業者）。



育ち学ぶ施設及び団体
- その活動において子どもの権利を保障するよう努める。
- 家庭、地域などとの協力の下で子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援に努める。



北区子どもの権利委員会

「東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例」に基づき、中高生や若者を含む多様な立場の委員が、子どもの権利に関する施策の審議・検証を行う区長の附属機関です。

このページでは、各会議で出た委員の意見などを会議ごとに抜粋して記載しています。

議事要旨や当日の資料は区Webからご確認いただけます。

区Web

第1期

第1回（令和6年10月10日）

○会議のルールや今後のスケジュールなどについて話し合いました。
また、条例に基づく子どもの権利の普及啓発に関する取組について、区から報告を受けました。





第2回（令和7年3月25日）

☆子どもの権利について、親近感が湧くイメージで普及啓発できるといいな。
☆子どもの権利擁護委員の顔を知ってもらうことで、認知度が高まると思う。
☆子どもの年齢に応じた、分かりやすく答えやすい子どもアンケートを作ろう。



第3・4回（令和7年5月28日、8月1日）

☆子どもアンケートは質問数を減らしたり、質問内容を簡単にしたり、選択肢の内容を分かりやすくしたり、子どもが答えやすい形にしよう。
☆子どもの権利の普及啓発について区長に提言しよう。
紙媒体での普及啓発が良いと思う。



区長への提言式（令和7年8月29日）

☆北区ニュースやSNS、家庭に持ち帰ることができるハンドブックを利用した広報活動をお願いします。





☆区民まつりなどで、区全体へ普及啓発できると良いと思います。
☆中学生や高校生が、小学生に向けて出張授業やワークショップを行うなど、「子どもから子どもへ」伝える場を作ってください。



第5回（令和7年10月29日）

☆子どもの権利擁護委員に、オンラインで相談できるといいな。ふらっと窓口に寄って相談できたらいいな。





☆区民まつりへの出店、子どもアンケートの実施に取り組めたよ。

第6回（令和8年3月25日）

☆来年度も北区ニュースや区民まつりを活用して普及啓発に取り組もう。「子どもから子どもへ」伝える場を実践したい。
☆子どもアンケートで子どもの権利について「知っている」と答えた人の割合を見て、これからも普及啓発が必要だと思った。

第7回（令和8年5月29日）

☆小学5・6年生の土曜授業の時間を借りて、子ども委員が出張授業をやりたい。
☆第1期のまとめ（答申）を書くために、さまざまな団体にヒアリングを行い、アンケートで拾えなかった声を聞こう。



○ヒアリング・アンケート
保育園や重度心身障がい児・者の親子の会、自由登校の子ども、外国にルーツを持つ子どもにヒアリングとアンケートを行いました。



第8回（令和8年8月7日）

☆区民まつりでクイズラリーや投票企画をやったら楽しいと思う。
☆いろいろな人にヒアリングしたけれど、大人も子どもも抱く感情は似ている。だからこそ、子どもの権利について子どもにも知ってほしい。



第2期

第1回（令和8年10月26日）

○新しいメンバーで、第1期の活動を通して見えてきた課題や第2期子どもの権利委員会の活動について考えました。



刊行物登録番号　8-3-051

第1期

message

子どもの権利委員会からのメッセージ

本委員会は、半分以上が子ども・若者という構成でスタートしました。話しやすい雰囲気をつくるために、事前に子ども委員と話し合って、グループごとに分かれて座る、発言を求める前にグループで話し合う時間を設けるなどの工夫をしていきました。

子ども委員からの「委員会に参加する自分たちは、子どもの権利を知り、意見表明の大切さを実感できるが、多くの子どもは子どもの権利を知らないし、言いたいことをなかなか言えない。」「子どもに好評だったという出前授業を、子どもがやってもいいのでは?」という発言を受けて、委員会では区内の子どもの権利（条例）の認知度向上のために、子どもから子どもへ子どもの権利を伝える活動を計画することになりました。これは第2期の委員会活動に引き継がれます。委員会の今後の活動にぜひご注目ください。

会長　内田塔子



子どもの権利は、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支え、より豊かな未来に不可欠な権利です。委員会では、普及活動や、現状を踏まえた改善策を検討してきました。あるべき権利を当たり前に保障できるよう、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。子どもだからと受け身になるのではなく、自ら参加し考える、その先駆けとしての子ども委員の活動に、尽力してまいります。

子ども委員（高校2年生）

子どもには守られるべき権利があり、これは、もっと尊重され知られるべきものだと委員会や活動を通して理解しましたし、もっとみんなに広く知ってもらうことが必要だと思いました。この権利は、子どもが自分がしたいことをしたいといえるように、したいと思えるように存在する権利です。これからの少子化社会で大切な今を生きる子どもたちにもっと目を向けて欲しいです。

子ども委員（高校1年生）

子どもは一個人である以上尊重されるべき人権があり、さらに、「子どもだから」と一蹴されてはならない意見や考えが潜在し得ます。私は子どもの権利委員会で対等な場を用意してくださったことでかけがえのない経験ができました。子どもの持ち合わせる能力を引き立てることで、よりよい社会が実現するはずです。ご理解とご協力の程お願いいたします。

子ども委員（高校1年生）

委員会ではこれまで、子どもの権利で笑顔になれる子どもたちを1人でも増やすために、広報を中心として活動してきました。そしてそこで私たちは、子どもの権利がいかに知られていないかを実感しました。そのため、今後もこの活動を通して子どもの権利を広めていき、ひとりでも多くの子どもたちが笑顔で過ごせるように尽力していきたいです。

子ども委員（高校1年生）

effort

「子どもの権利」に関する取組

北区では、「東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例」に基づき、子どもの権利を保障し、子どもの幸せの実現に向けたさまざまな取組を進めています。「子どもの権利」に関する取組の一部を紹介します。

「子どもの権利」に関する展示

11月30日（月）まで、中央図書館1階エントランス（十条台1−2−5）で、「子どもの権利」に関するパネルを展示しています。ぜひご覧ください。
※写真は昨年度の展示の様子です。





東京成徳大学とのコラボ

子ども学部の学生と協力して作成した「子どもの権利」に関するすごろくの体験会を、10月24日及び25日の学園祭（桐友祭）で実施しました。

このすごろくは、「子どものけんりなんでやねん!すごろく」（著作:子どもの権利条約関西ネットワーク）を参考に作成しました。



子どもの権利相談窓口

「北区子どもの権利相談窓口」は子どもの権利侵害に関する相談窓口です。区内在住、在学、在勤などしている子どもならだれでも相談ができます。また、子どもに関わりのある方（大人）からの相談も受け付けています。相談内容を電話または相談フォームからお伺いし、後日、子どもの権利擁護委員（弁護士2人）から、必要な助言や支援を行います。

問☎（5948）6882　〔月～金曜（祝日、年末年始を除く）　午前9時～午後5時〕
区公式ウェブサイト相談フォーム　24時間受付

区Web

子どもの権利擁護委員



佐賀委員



北條委員

電話番号の市外局番「03」を省略して記載しています。